

山形県警察遺失物取扱いに関する訓令

〔平成19年11月27日
本部訓令第18号〕

改正 平成21年4月1日	本部訓令第13号	平成24年8月15日	本部訓令第12号
平成29年3月15日	本部訓令第5号	平成29年9月12日	本部訓令第14号
平成30年12月13日	本部訓令第18号	令和3年8月31日	本部訓令第11号
令和4年3月16日	本部訓令第9号	令和5年2月27日	本部訓令第4号
令和6年12月12日	本部訓令第19号		

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番及び駐在所
- (2) 警備派出所
- (3) 警察本部庁舎
- (4) 三隊合同庁舎
- (5) 総合交通安全センター
- (6) 高速道路交通警察隊、同隊の鶴岡分駐隊及び米沢分駐隊

(遺失物取扱いの基本)

第3条 警察職員は、遺失物の取扱いに当たっては、次に掲げる事項に留意し、その適正を期さなければならない。

- (1) 遺失者及び拾得者の権利義務に直結する事務であることに配意し、迅速、かつ、的確に処理することにより遺失物件又は遺失者の早期発見に努めること。
- (2) 警察署の管轄区域のいかんにかかわらず、遺失又は拾得の届出を受理し、遺失者及び拾得者に対し懇切丁寧な説明を行うこと。

(物件の提出を受ける窓口)

第4条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

第5条 交番等において、規則第1条の規定による拾得物件控書及び規則第2条の規定による拾得物件預り書を作成するときは、警察共通基盤システム（以下「システム」という。）による遺失物等情報管理業務において行う場合を除き、当該提出を受けた物件（以下「拾得物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該拾得物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提

出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記様式第1号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

- 3 第1項の規定による報告及び照会は、警察署の会計課長又はこれに準ずる職にある者に対して行うものとする。ただし、当直勤務時間中は警察署の当直長に対して行うものとする。
- 4 交番等においては、速やかに、拾得物件を拾得物件控書とともに警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、拾得物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
- 5 前項本文の規定による送付は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる責任者の確認を得た上で、それぞれ同表右欄に定める送付期限までに行うものとする。

施設の区分	責任者	送付期限
交番		勤務員の翌朝の交替時
警備派出所	当該警察署地域課幹部	勤務員の当日の勤務終了時
駐在所		
警察本部庁舎	会計課次長	
三隊合同庁舎	交通機動隊副隊長	提出を受けた日の翌日
総合交通安全センター	運転免許課次長	
高速道路交通警察隊	副隊長	
高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊	分駐隊長	
高速道路交通警察隊米沢分駐隊		

- 6 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書とともに警察署に送付するものとする。ただし、次条第1項の規定により返還することができる場合を除く。
 - (1) 10万円以上の現金
 - (2) 額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券
 - (3) 法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件
 - (4) 危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、紛議の生じるおそれがある物件
- 7 第2項の規定は、警察署において当直中に現金の提出を受けた場合について準用する。
(交番等における所内処理)

第6条 交番等において提出を受けた物件を警察署に送付する前に遺失者が判明したときは、警察署長の指示を受けて遺失者に返還することができる。

2 前項の規定による返還を行ったときは、速やかに関係書類を警察署へ送付するものとする。

3 第1項の規定は、警察署において当直中に提出を受け、又は交番等から送付されて保管中の物件を当直中に遺失者に返還する場合について準用する。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第7条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定による提出があつたものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

(拾得物件一覧簿等の作成)

第8条 規則第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の様式は拾得物件一覧簿（別記様式第2号）とし、提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに作成するものとする。

2 規則第4条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の様式は特例施設占有者保管物件一覧簿（別記様式第3号）とし、法第17条の規定による届出を受理したときに作成するものとする。

(遺失届を受理する窓口)

第9条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第10条 交番等において遺失届を受理したときは、システムを使用する方法により遺失届出書を作成する場合を除き、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

4 第5条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(遺失届一覧簿の作成)

第10条の2 規則第5条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の様式は遺失届一覧簿（所属用）（別記様式第4号）とし、遺失届を受理するときに作成するものとする。

(遺失届の有無の確認等)

第11条 交番等において第5条第1項の規定による報告をするときは、併せて、遺失届一覧簿（所属用）により拾得物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿の記載又は記録をするときに行うものとする。

3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、拾得物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、拾得物件又は保管物件届出書の内容と当該遺失届の内容とを照合するものとする。

第12条 規則第6条第2項の規定による照会の結果、拾得物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、拾得物件又は保管物件届出書の内容と当該遺失届の内容とを照合するものとする。

（拾得物件一覧簿の確認等）

第13条 交番等において第10条第1項の規定による報告をするときは、併せて、遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当の有無を照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、遺失届一覧簿（所属用）の記載又は記録をするときに行うものとする。

3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、遺失届の内容と当該提出物件又は届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

（提出物件の有無の確認等）

第14条 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該警察署長に当該遺失届の内容を通知するものとする。

2 前項の規定により遺失届出書の内容の通知を受けたときは、当該提出に係る拾得物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容と照合するものとする。

（拾得物件の公告）

第15条 警察署長は、拾得物件の公告を法第7条第3項の規定により行うときは、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿（以下「拾得物件一覧簿等」という。）の書面を警察署の所定の場所に備え付け又は拾得物件一覧簿等に記録されている事項を警察署の任意の場所に備え置く電子計算機の映像面における表示により行うとともに、標示板（別記様式第5号）を公衆の見やすい場所に掲示しておくものとする。

（特異な遺失又は拾得の報告等）

第16条 警察署長は、次に掲げる届出を受理したときは、特異な遺失又は拾得として、遺失届出書の写し又は拾得物件控書の写し等により速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

（1）100万円以上の現金の拾得

（2）額面金額又はその合計額が100万円以上の有価証券の拾得

（3）法令の規定によりその所持が禁止されている物件の遺失又は拾得

（4）前各号に掲げるもののほか、紛議の生じるおそれがある物件の遺失又は拾得

2 警察署長は、前項の規定による報告のほか、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、生活安全部通信指令課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

（拾得物件の保管等）

第17条 警察署長は、保管金・保管物品出納簿（別記様式第6号）を備え付け、拾得物件の受入れ及び払出しの状況を明らかにしておくとともに、次に掲げる措置をとり、亡失、毀損等のないように管理しなければならない。

- (1) 拾得金及び売却代金は、速やかに金融機関に預け入れること。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- イ 遺失者に返還し、又は拾得者に引き渡す場合（警務部長が別に定める金額を超えない額に限る。）
 - ロ 遺失者が判明し速やかな返還が可能である場合
 - ハ 記念硬貨等、金融機関に預け入れずにそのまま遺失者に返還し、又は拾得者に引き渡すことが適当である場合
- (2) 金融機関に預け入れる前の拾得金及び売却代金並びに前号イからハまでに規定する現金は、施錠設備のある金庫その他の保管庫に施錠の上保管すること。
- (3) 物品は、施錠設備のある所定の場所に施錠の上保管し、品目ごとに拾得物票（別記様式第7号）を付けて整理すること。
- 2 警察署長は、逸走した家畜、危険物等のうち警察署に保管できないと認められる拾得物件について、適當な保管設備があり、かつ、十分な保管能力を有する者にその保管又は飼育を委託することができる。この場合において、警察署長は保管（飼育）者に拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（別記様式第8号）を交付するものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定は、交番等において提出を受けた後第5条第4項の規定による送付を行うまでの間における拾得物件の保管について準用する。ただし、拾得物件が、自転車その他の形状等により保管庫に保管することが適當でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで保管することその他の確実な方法で保管することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、拾得物件が、交番等において保管することが適當でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。

（拾得物件の処分）

- 第18条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、拾得物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定による売却をすることができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。
- 2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記様式第9号）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（拾得物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

- 第19条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得者又は施設占有者が有する権利等の態様に応じて、それに符合する遺失物確認通知書（別記様式第10号から別記様式第10号の3まで）により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 拾得物件を遺失者に返還するときは、拾得者又は施設占有者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める拾得物件返還通知書により通知するものとする。

る。

- (1) 拾得者又は施設占有者が当該拾得物件の所有権を取得する権利のみを求める旨の申告を行っているとき 別記様式第11号
 - (2) 規則第18条第2項の規定による通知をする場合で、拾得者又は施設占有者に対し法第11条第3項の規定による遺失者の氏名等の告知（次号において「遺失者氏名等の告知」という。）をすることができるとき 別記様式第11号の2
 - (3) 規則第18条第2項の規定による通知をする場合で、拾得者又は施設占有者に対し遺失者氏名等の告知をすることができないとき 別記様式第11号の3
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前等で通知を行うことができる場合は、口頭により前項の通知を行うことができる。この場合において、口頭により前項の通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には権利取得通知書（別記様式第12号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記様式第13号）により、それぞれ行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（拾得金等の払出し）

- 第20条 警察署長は、拾得物件の返還、引渡し等を行うため、拾得金又は売却代金を払い出すときは、現金により行うものとする。
- 2 警察署長は、前項の規定にかかわらず、第17条第1項第1号ロ又はハに規定する拾得金を返還し、又は引き渡すときは、当該拾得金により行うものとする。
- 3 警察署長は、拾得物件を払い出したときは、拾得物件控書及び保管金・保管物品出納簿にその状況を記録するものとする。

第21条 削除

（遺失届出書が提出されていない場合の返還）

- 第22条 拾得物件に含まれている運転免許証、身分証等により遺失者が判明し、遺失届出書を提出していない当該遺失者に対し返還する場合は、遺失届出書の提出を求めないことができる。ただし、拾得物件が遺失した物件の一部である場合、その他遺失届出書を受理すべき理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する措置は、第6条第1項の規定による遺失者への返還を行う場合にも適用する。

（照会により得た情報の目的外利用の禁止）

- 第23条 法第12条の規定による照会により得た情報は、拾得物件の遺失者への返還に用いる場合のほかこれを用いてはならない。

（照会書の管理）

- 第24条 警察署長は、規則第22条の規定による拾得物件関係事項照会書（以下「照会書」という。）に一連番号を付すとともに、拾得物件関係事項照会書管理簿（別記様式第14

号。以下「管理簿」という。)を備え付け、照会書の管理及び照会の経過を明らかにしなければならない。

2 照会書及び管理簿は施錠設備のある所定の場所に施錠の上保管するものとする。

(県帰属物件の取扱い)

第25条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により所有権が県に帰属した拾得物件については、4月1日から翌年3月31日までの間において3回以上県に対して引継ぎを行わなければならない。この場合において、当該引継ぎのうち1回は1月から3月までの間に行わなければならない。

2 前項の規定による引継ぎは、拾得金又は売却代金については県帰属現金引継書(別記様式第15号)に帰属調書(保管金)(別記様式第16号)を、物品については占有動産引継書(山形県財務規則(昭和39年県規則第9号)別記様式第119号の2)に帰属調書(保管物品)(別記様式第17号)を添えて行わなければならない。

(国帰属物件の取扱い)

第26条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により所有権が国に帰属した拾得物件については、拾得物件国帰属調書(別記様式第18号)により本部長を経由して国の行政機関の長に引き渡さなければならない。

(置去り物件の取扱い)

第27条 警察署長は、提出を受けた物件が、犯罪の犯人が占有していたものと認定したときは、置去り物件引継書(別記様式第19号)により司法警察員に引継ぎを行わなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により司法警察員に引き継いだ物件の還付を受けたときは、拾得物件として取り扱わなければならない。

(埋蔵物の取扱い)

第28条 警察署長は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項各号に規定する文化財であると認められる埋蔵物を受理した場合において、同法第101条の規定により当該埋蔵物を提出するときは、当該埋蔵物に埋蔵文化財提出書(別記様式第20号)を付し、本部長を経由して知事(山形市内における拾得の場合は山形市長。以下「知事等」という。)に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により知事等に提出した埋蔵物が鑑査の結果文化財でないと認め、差し戻しを受けたときは、埋蔵物として取り扱わなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定により知事等に埋蔵物を提出した後において、当該埋蔵物の所有者が判明し、その返還を請求されたときは、本部長を経由して知事等に引き渡しを求め、当該所有者に返還しなければならない。

(事務引継ぎ)

第29条 警察署長に異動があったときは、前任の警察署長は、異動発令日の前日をもって保管金・保管物品出納簿を締め切り、遺失物関係引継書(別記様式第21号)により後任の警察署長に拾得物件及び関係書類を引き継がなければならない。

(検査)

第30条 本部長は、警察署等(警察署及び交番等をいう。)における遺失物の取扱状況について、年1回以上、警務部会計課の職員の中から検査員を指定し検査を行わせるものとする。

2 検査員は、検査を行ったときは、検査報告書(別記様式第22号)に検査実施日の前月

の当座勘定照合表の写しを添えて、速やかに本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、検査を行った警察署長に対し、検査の結果を通知するものとする。

(事故報告)

第31条 警察署長は、拾得物件を亡失又は毀損したときは、直ちに拾得物件事故報告書（別記様式第23号）を本部長に提出しなければならない。

(指導監督)

第32条 警察署長は、遺失物事務の適正な取扱いを確保するため、遺失物事務に携わる職員に対し、適切な指導教養を実施するとともに、交番等に対しては、その取扱事務についての指導監督を実施しなければならない。

2 第2条第3号から第6号までに規定する本部施設における物件の取扱いは、次の表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める警察署長の指導監督を受けて行うものとする。

施設の区分	警察署長
警察本部庁舎	山形警察署長
三隊合同庁舎	天童警察署長
総合交通安全センター	
高速道路交通警察隊	山形警察署長
高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊	鶴岡警察署長
高速道路交通警察隊米沢分駐隊	米沢警察署長

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成21年4月第13号）

この訓令は制定の日から施行する。

附 則（平成24年8月第12号）

この訓令は、平成24年9月3日から施行する。

附 則（平成29年3月第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月第14号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月第18号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現に存する改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号の用紙は、この訓令施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（令和3年8月第11号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月第4号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和6年12月第19号）

この訓令は、令和6年12月16日から施行する。

別記様式第1号

(表面)

現金	物品
取扱者 支票・銀行印所	
年　月　日	
現金受取票 一連番号	
印の取り線	
折り返し線（山折り）	
現金収納袋	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">透明部分</p>	

(裏面)

切り取り線																			
のりしろ																			
折り返し線（谷折り）																			
一連番号 _____																			
受理番号						警察署		交番・駐在所											
受理日時		年 月 日 午前・後 時 分				取扱者氏名													
日時 拾得 場所		年 月 日 午前・後 時 分				ころ				にて拾得									
拾得者		住所																	
住所・氏名		電話番号等																	
現金	億	千	百	十	万	千	百	十	円	1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円硬貨	枚
										100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚
物品																			
備考																			

別記様式第2号

拾得物件一覧簿

受理番号	記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第3号

特例施設占有者保管物件一覧簿

受理番号		記載日	月 日	保管の場所	名称 所在地
特例施設 占有者の 氏名又は 名 称					電話番号その他の連絡先

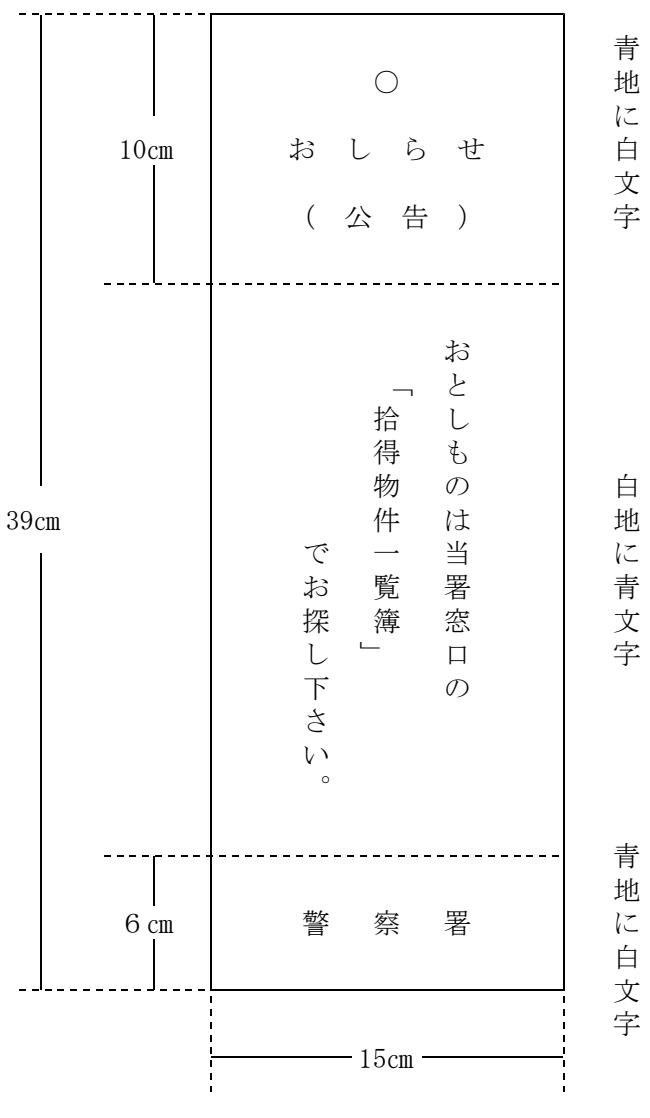
番 号	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備 考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

遺失届一覽簿 (所属用)

別記様式第5号

標示板



別記様式第6号

保管金・保管物品出納簿

年 月

県 警察署

別記様式第7号

拾得物票

会計年度	年度	受理番号		交番等	
受理年月日		年 月 日			
拾得者・占有者 氏名					
県帰属年月日		年 月 日			
備考					

拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書

1 拾得物件

受理番号			
受理日		拾得日	
拾得場所			
物品の種類、特徴 及び数量	点		

2 保管（飼育）委託期間

年 月 日 () から 年 月 日 () までの間

※ ただし、警察からの連絡により、期間を短縮することがある。

3 保管（飼育）受託者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
連絡先	

4 留意事項

- (1) 保管（飼育）受託者は、善良な管理者の注意をもって、各種法令等の定めに従い、責任をもって保管（飼育）すること。
- (2) 保管（飼育）受託者は、保管（飼育）中に破損、逸走等の事故があった場合や、やむを得ない事情により保管（飼育）できなくなった場合は、速やかに下記警察署に連絡すること。
- (3) 定めのない事項については、都度、保管（飼育）委託者と保管（飼育）受託者の間で協議の上、決定する。

年 月 日

保管（飼育）委託者

県 警察署長

保管（飼育）受託者 (拾得者との関係)
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 連絡先

【連絡先】

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 副本を作成し、原本を委託者、副本を受託者がそれぞれ保管すること。

別記様式第9号

年　月　日
(受理番号　　)

様

県　　警察署長

拾得物件処分通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

1 提出（交付）日　　年　月　日

2 拾得物件　　(　　)

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地

電話番号

受付時間

様

受理番号

年 月 日

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたの物と思われる物件（ ）が拾得され、現在において保管していますので、あなたの身分を証明するもの（自動車運転免許証、保険証等）及びこの通知書をご持参の上、確認に来てください。

物件の保管期間は 年 月 日までとなっていますので、早めの来署をお願いします。あなたがこの物件の確認を行わずこの期日を経過した場合、あなたが遺失者であったとしてもこの物件の所有権を失うこととなりますのでご注意ください。

なお、あなたが遠隔地にお住まいの場合又は身体が不自由な場合で、警察署に受け取りに来ることができないときは、郵送等により受け取ることができます。

不明な点は、お問い合わせください。

○ 返還手続を行う場所及び連絡先

警察署名

所在地 〒

担当

電話番号

○ 窓口時間

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間においてください。

（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

遺失物法における遺失者の義務等

遺失者として物件の返還を受ける場合は、遺失物法の規定により、

① 費用償還義務 この物件の交付、提出又は保管に要した費用を負担した者があるときは、その者に当該費用を償還する義務

② 報労金支払義務 拾得者に物件の価格の5パーセントから20パーセント（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務

があります。これらの義務の履行に必要な拾得者の連絡先等の詳細については、物件の返還を受ける際に、担当者から説明があります。

別記様式第10号の2（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意）

年 月 日

（受理番号 ）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地

電話番号

受付時間

様

別記様式第10号の3（拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意）

様

年 月 日
(受理番号)

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものと確認できなかつた場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は次の費用等（□が入っているもの）を遺失者に請求する権利を有しております、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

- この物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる（遺失物法第31条）ほか、氏名、住所等の告知もされません。

- 物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。
- ・ この通知書
 - ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
- ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在 地

電話番号

受付時間

様

別記様式第11号（費用、報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保）

年　月　日
(受理番号　　)

様

県　　警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

1 提出（交付）日　　年　月　日

2 拾得物件　　(　　)

3 返還日　　年　月　日

◎ お問合せ先

警察署会計課

所 在 地

電話番号

受付時間

様

別記様式第11号の2 (費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日

(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。
費用等については遺失者と話合いをしてください。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができないのでご注意ください。

1 提出(交付)日 年 月 日
2 拾得物件 ()
3 返還日 年 月 日
4 遺失者
住 所
氏 名
連絡先

◎ お問合せ先

警察署会計課
所 在 地
電 話 番 号
受 付 時 間

※ 既に遺失者との話合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様

別記様式第11号の3（費用、報労金有権かつ氏名等告知同意）

様

年　月　日

(受理番号)

県　　警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1））

遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください（連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください）。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

1 提出（交付）日 年　月　日
2 拾得物件 ()
3 返還日 年　月　日

⑤ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様

年 月 日

(受理番号)

様

県 警察署長

権利取得通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取に来てください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
2 拾得物件 ()
3 引渡し期限日 年 月 日 ()
※ 引渡し期限日までに受け取らないときはこの物件の所有権を失います。
4 引渡し手続を行う場所、取扱時間等
下記「お問合せ先」に同じ
5 持参するもの
(1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙（拾得物件提出時に交付されている場合）
(2) 本通知
(3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
○ 委任状（拾得物件預り書別紙の下部にある委任状欄を使用することもできます。）
○ 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

◎ お問合せ先

警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第13号

年 月 日

(受理番号)

様

県 警察署長

費用請求権通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者に返還できませんでした。

あなたには遺失物法の定めにより、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者(あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者)にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

1 提出(交付)日 年 月 日

2 拾得物件 ()

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在 地

電話番号

受付時間

様

拾得物件關係事項照會書管理簿

年度

別記様式第15号

年度 引 繼 決 定 年 月 日	署 長	副署長 次 長	課 長	担当者	出納員

県 帰 属 現 金 引 繼 書

年 月 日

引継人

警 察 署 長

引受人 歳入徴収担当者

警 察 署 長

県に帰属した下記の現金を引き継ぎ、引き受けました。

¥

事由 保管金期満後収入

備考 該当する□内にレ印又は■を付すこと。

帰属調書（保管金）

分

県 警察署

上記のとおり相違ありません。

警察署長

帰属調書（保管物品）

分

県 警察署

上記のとおり相違ありません。

縣 警察署長

第
年
月
日
号

殿

警 察 署 長

拾 得 物 件 国 帰 属 調 書

下記の拾得物件は、遺失物法第37条第1項第1号の規定により所有権が国に帰属したので引き渡します。

記

物件の種類及び特徴等						
拾 得 者	住 所					
	氏 名					
拾 得	日 時	年	月	日	午前・後	時 分頃
	場 所					
警 察 署 受 理 番 号	年	月	日	第	号	
国 に 帰 属 し た 年 月 日	年	月	日			
摘要						

上記物件を受領しました。

年 月 日

警察署長 殿

別記様式第19号

年度 引継決定 年月日	署長	副署長 次長	課長	担当者	引継・引受者	
					会計	捜査

置去り物件引継書

品名・数量			
拾得日時・場所	年月日 午前・後 時 分頃		
拾得者 住所・氏名			
受理年月日	年月日	拾得物件受理番号	第 号
事由			

上記物件を引き継ぎ、引き受けました。

年月日

引継者

警察署長

引受者

警察署長

司法警察員 氏

名

備考

第 年 月 号

殿

警 察 署 長

埋 藏 文 化 財 提 出 書

下記の物件は、文化財保護法第101条の規定により埋蔵文化財と認められるので、現物
 を 添えて 提出いたします。
 添えないで

記

物件の形状、模様、品質、特徴等		数 量
発見者の住所、職業、氏名	住 所 職 業	氏 名
発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名	住 所	氏 名
発見の年月日	年	月 日
発見の場所		
発見の原因		
発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	年	月 日
摘要		

備考 1 物件の保管を委託したときは、摘要欄に委託した理由及び委託した場所等を記載すること。
 2 該当する□内にレ印又は■を付すこと。

遺失物関係引継書

年　月　日

引継人　　警察署長　　氏　　名

引受人　　警察署長　　氏　　名

上記のとおり引き継ぎ、引き受けました。

記

1 保管金

手元現金額	円
任意提出中の額	円
預託額	円
計	円

2 拾得物件

警察署保管	点
保管委託	点
文化財監査中	点
任意提出中	点

3 引継帳簿

名 称	引継冊数等	備考 (保存期間)
遺失届関係書類	年度分～ 年度分	3年
拾得物件関係書類	年度分～ 年度分	5年
小切手帳	冊	5年
入金帳当座勘定	冊	5年
入金票	冊	5年

備考 「入金帳当座勘定」と「入金票」は取引銀行によりいずれかとなる。

年　　月　　日

山形県警察本部長 殿

検査員

警務部会計課

職・氏名

立会人

警察署

職・氏名

検　　査　　報　　告　　書

山形県警察遺失物取扱いに関する訓令第30条の規定により 警察署における遺失物の取扱状況について、関係簿冊等について検査したところ、下記のとおりであったので報告する。

記

1 検査対象期間

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

2 捨得物件の受入・払出の状況

別紙「捨て物件出納計算書」のとおり。

第 年 号
月 日

山形県警察本部長 殿

警 察 署 長

拾得物件事故報告書

当警察署で保管していた拾得物件に、下記のとおり事故があつたので山形県警察遺失物取扱いに関する訓令第31条の規定により報告します。

記

事 故 の 種 別	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> その他 ()
発 生 日 時	年 月 日 午前・後 時 分頃
発 生 場 所	
拾 得 日 時	年 月 日 午前・後 時 分頃
受 理 番 号	第 号
拾 得 場 所	
拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名	
物 件 名 (事故物件)	
事 故 の 概 要	
事 故 後 の 措 置	
備 考	

備考 1 該当する□内にレ印又は■を付すこと。

2 拾得物件控書の写しのほか、必要に応じて資料を添付すること。